

平成21年5月15日

各位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証二部)
問合せ先 管理本部長 奥平 和良
TEL (078) 792-7134

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を平成21年6月24日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 当社は、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものであります。

当社が平成18年6月28日開催の定時株主総会にて監査役会設置会社から委員会設置会社へ移行した当初の目的は、事業子会社を複数持つ純粋持株会社として、事業規模の拡大に対応して企業統治を強化すること、および迅速な意思決定を行うことにありました。しかしながら、業績の低迷等の理由からギフト卸売事業の譲渡を行うなど事業を縮小し、また、平成20年10月1日付で、当社の子会社のレディースインナー等卸売事業に関する権利義務を吸収分割により承継して事業持株会社に再移行し、本業であるレディースインナー等卸売事業の再構築を目指している現状においては、当社が委員会設置会社を維持する意義が薄れております。

また、当社の現状の規模に鑑みると、取締役の選任人数は限られるため、このまま委員会設置会社の体制を継続したとしても、監査委員会の委員が取締役会の過半数を占めることが予想され、今後より実効的な監査を行うことができなくなる可能性があります。監査役の身分という形式的な側面からも監査の公正さを担保する必要があると考えられます。

以上の理由から、委員会設置会社の体制よりも監査役会設置会社の体制の方が、当社のコーポレート・ガバナンス体制として望ましいと考えるに至りました。

(2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条について所要の変更を行うものであります。

(3) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場会社は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除、その他所要の変更を行うものであります。

上記等の理由により当社定款規定について、所要の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、添付資料のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 24 日 (予定)

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日

平成 21 年 6 月 24 日 (予定)

以 上

(添付資料) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">株式会社シャルレ定款</p> <p>第1章 総 則 (商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工、販売ならびにその輸 出入 (1) (条文省略) (2)化粧品、化粧用具および化粧品原料、石鹼、 洗剤 (3) (条文省略) (4)出版物、印刷物および文具類 (5)光学機器、通信機器、家庭用電化製品、自動 車、自転車、自動二輪車 (6)・(7) (条文省略) (8)造園および園芸用資材 (新設) 2. 次の製品の販売ならびにその輸出入 (1)～(4) (条文省略) 3. スポーツ用品の販売およびスポーツ施設なら びに結婚式場の経営 4. レストラン、喫茶店の他、美容院、理髪店、ク リーニング店の経営 5. ・6. (条文省略) 7. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理に関する事業 8. ・9. (条文省略) 10. パーティーおよび各種催物の企画・立案 11. ・12. (条文省略) 13. 靴、楽器、装身具の製造、加工、修理、販売 14. 鍵、かばん、ハンドバック、袋物、かつら、 玩具、ビール、発泡酒の製造、販売 15. ～17. (条文省略) 18. 花、観葉植物および書籍の販売 19. 水処理および循環装置等公害防止機器の販売 、設置工事 20. 産業廃棄物燃焼処理装置等の環境機器の販売 、設置工事 21. ・22. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">株式会社シャルレ定款</p> <p>第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入 (1) (現行どおり) (2)化粧品、化粧用具、化粧品原料、石鹼、洗剤 (3) (現行どおり) (4)出版物、印刷物、文具類 (5)光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化 製品、自動車、自転車、自動二輪車 (6)・(7) (現行どおり) (8)造園および園芸用の資材 (9)農産物、海産物 2. 次の製品の販売および輸出入 (1)～(4) (現行どおり) 3. スポーツ用品の販売ならびにスポーツ施設お よび結婚式場の経営 4. レストラン、喫茶店、美容院、理髪店およびク リーニング店の経営 5. ・6. (現行どおり) 7. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理に関する 事業 8. ・9. (現行どおり) 10. パーティーおよび各種催物の企画および立案 11. ・12. (現行どおり) 13. 靴、楽器、装身具の製造、加工、修理および 販売 14. 鍵、かばん、ハンドバック、袋物、かつら、 玩具、ビール、発泡酒の製造および販売 15. ～17. (現行どおり) 18. 花、観葉植物、書籍および雑誌の販売 19. 水処理および循環装置等公害防止機器の販売 および設置工事 20. 産業廃棄物燃焼処理装置等の環境機器の販売 および設置工事 21. ・22. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>23. 販売促進用の景品の企画、製作</p> <p>24. 景品引換券の製造、販売、景品の交換</p> <p>25. ～27. (条文省略)</p> <p>28. 学習塾その他各種教室の開設、経営指導およびこれらの経営ならびに教育、芸術、スポーツその他の文化事業の企画、実施</p> <p>29. ・30. (条文省略)</p> <p>31. <u>有料老人ホームおよび高齢者福祉施設ならびに障害者介護施設の経営、運営ならびにこれら施設に関する設立企画およびコンサルタント業務</u></p> <p>32. <u>コンピューターソフトウェアおよびハードウェアおよびその周辺機器の企画、開発、販売ならびに輸出入</u></p> <p>33. パーソナルコンピューターおよびモバイル環境等のネットワークを利用した情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システムおよび機器の製作、販売</p> <p>34. ～37. (条文省略)</p> <p>38. 有価証券等資産運用業</p> <p>39. (条文省略)</p> <p>40. 前各号に付帯<u>および</u>関連する一切の事業 (本店の所在地)</p> <p>第 3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4条 (条文省略)</p> <p>第 2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 5条 (条文省略) (自己株式の取得)</p> <p>第 6条 (条文省略) (単元株式数)</p> <p>第 7条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第 8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式</p>	<p>23. 販売促進用の景品の企画および製作</p> <p>24. 景品引換券の製造、販売<u>および</u>景品の交換</p> <p>25. ～27. (現行どおり)</p> <p>28. 学習塾その他各種教室の開設、経営指導およびこれらの経営ならびに教育、芸術、スポーツその他の文化事業の企画<u>および</u>実施</p> <p>29. ・30. (現行どおり)</p> <p>31. <u>有料老人ホーム、高齢者福祉施設および障害者介護施設の経営、運営ならびにこれら施設に関する設立企画およびコンサルタント業務</u></p> <p>32. <u>コンピューターソフトウェア、ハードウェアおよび周辺機器の企画、開発、販売および輸出入</u></p> <p>33. パーソナルコンピューターおよびモバイル環境等のネットワークを利用した情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システムおよび機器の製作<u>および</u>販売</p> <p>34. ～37. (現行どおり)</p> <p>38. 有価証券等の資産運用業</p> <p>39. (現行どおり)</p> <p>40. 前各号に付帯<u>または</u>関連する一切の事業 (本店の所在地)</p> <p>第 3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5条 (現行どおり)</p> <p>第 2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6条 (現行どおり) (自己株式の取得)</p> <p>第 7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第 8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務はすべて株主名簿管理人に取扱わせ当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類および株主名簿書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするところができる。</p> <p>第 3 章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式の数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務はすべて株主名簿管理人に取扱わせ当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするところができる。</p> <p>第 3 章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年 6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集す</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長) 第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、<u>代表執行役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の執行役があたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 (条文省略) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席株主の議決権を行使することができる株主の議決権の過半数により決する。</u></p> <p>2 (条文省略) (議決権の代理行使) 第16条 (条文省略) 2 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を会社に提出することを要する。</u></p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 2 (条文省略) (取締役の選任) 第20条 (条文省略) (取締役の任期) 第21条</p>	<p>る。 (招集権者および議長) 第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (現行どおり) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、<u>法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数により決する。</u></p> <p>2 (現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり) 2 <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録し、議長および議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> 2 (現行どおり) (取締役の選任) 第20条 (現行どおり) (取締役の任期) 第21条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第22条</u></p>	<p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p>
<p>取締役の報酬等は、報酬委員会が定める。</p>	<p><u>第22条</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p><u>2 代表取締役は当社を代表し当社の業務を執行する。</u></p>
<p><u>第23条</u></p>	<p><u>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>取締役会を招集するには各取締役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>(取締役会の招集権者)</p>	<p><u>第23条</u></p>
<p><u>第24条</u></p>	<p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役会議長がこれを招集する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>3 前 2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任するものは取締役会を招集することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u></p>
<p>(取締役会の議長)</p>	<p><u>第24条</u></p>
<p></p>	<p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p></p>	<p><u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかその決議により、取締役会議長を1名選任する。</u> <u>2 取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> (取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決した旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</u> (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役(議決に加わることができる者に限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u> (取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> <u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章 委員会</u> <u>(各種委員会の設置)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条</u> <u>当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</u> <u>(委員の選定方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条</u> <u>各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>(委員会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条</u> <u>各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第6章 執行役</u> <u>(執行役の員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条</u> <u>当社の執行役は、7名以内とする。</u> <u>(執行役の選任)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条</u> <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u> <u>2 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。</u> <u>(執行役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条</u> <u>執行役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u> <u>(役付執行役および権限・分掌)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条</u> <u>取締役会は、その決議により、執行役会長 1名、執行役社長 1名、執行役副社長 1名、専務執行役および常務執行役を若干名定めることができる。</u> <u>2 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</u> <u>(執行役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条</u> <u>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</u> <u>2 執行役が当社の支配人その他の使用人をおかしているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。</u> <u>(執行役の責任免除)</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条</u> <u>当社の監査役は 5名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条</u> <u>監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第37条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>印する。 <u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 <u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第40条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第7章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第39条</u> <u>当会社は、会計監査人を置く。</u> (会計監査人の選任)</p> <p>第40条 (条文省略) (会計監査人の任期)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 会計監査人は、前項定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第43条</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第41条 (現行どおり) (会計監査人の任期)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第44条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金44,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、金100,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第8章 計 算 (事業年度) 第44条 (条文省略) (<u>剰余金の配当等</u>)</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度) 第45条 (現行どおり) (<u>期末配当金</u>)</p>
<p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 2 <u>当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下、配当金という。)を行うことができる。</u> 3 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p>	<p>第46条 (削除)</p> <p>当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を行う。</u> (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(中間配当金)</u> 第47条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) 第46条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 2 未払配当金には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第48条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> 2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>
<p>附則 第1条 本定款第1条(商号)および第2条(目的) <u>の変更については、吸収分割の期日である平成20年10月1日を効力の発生日とする。</u></p>	<p>附則 (削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有</p>

現 行 定 款	変 更 案
以上	<u>効とし、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u> 以上

以上